岩手県告示第29号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年5月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社小田島薬局	花巻市上町6番5号	令和元年5月1日
おでんせ薬局	北上市大通り一丁目3番1号 おでんせプラザぐろーぶ1階	II
おぐま歯科医院	奥州市江刺南大通り6番27号	平成31年4月1日